

困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律について

令和6年10月29日（火） 自殺対策連絡協議会

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法) (令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※ 現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※ 厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

第1条 目的

第2条 定義

第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

第5条 勧誘等

第6条 周旋等

第11条 場所の提供

第12条 売春をさせる罪

第3章 補導処分

(主な規定)

第17条 補導処分

第18条 補導処分の期間

第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

第34条 婦人相談所

第35条 婦人相談員

第36条 婦人保護施設

第38条 都道府県及び市の支弁

第40条 国の負担及び補助

存続

女性支援特設サイト「あなたのミカタ」について

「あなたのミカタ」とは・・・

- ・ 「あなたのミカタ」は、性的な被害、家庭の状況その他様々な事情により、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイトであり、令和6年1月31日に公開。
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、さまざまな支援情報や各自治体の相談窓口などを掲載。

主なコンテンツについて

女性支援新法について

困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うこと等制度について解説

自治体の相談窓口一覧

自治体の相談窓口に関する情報（窓口の名称、電話番号、受付時間、HPなど）を掲載。

困難な問題の例示及び支援施策

「性被害問題」、「家庭の問題」、「経済的な問題」など、女性の抱える困難な問題を分かりやすく解説するとともに、活用できる支援施策等を紹介。

支援者向け情報

女性支援に関する関係通知及び調査研究等における成果物や、女性支援に関する広報啓発に活用可能なリーフレット等を掲載。

※コンテンツは順次更新予定

女性支援特設サイト「あなたのミカタ」：<https://anata-no-mikata.jp/>



本県の困難な問題を抱える女性支援をめぐる課題

本人の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援

支援対象者が抱える課題は、多様化、複合化、複雑化し、課題解決には本人の意向に寄り添い、県、市町村、民間団体、関係機関が連携し、包括的かつ切れ目のない中長期的な支援が求められる。

困難な問題を抱える女性を早期に発見し、必要な支援へ結び付けること

支援対象者の多くが心身を傷つけられていたり、自ら助けを求めにくく、潜在化しやすい状況にあるため、できる限り早期に発見され、必要な支援へと結び付けることが求められる。

一時保護委託の積極的な活用

一時保護件数は減少傾向にあり、全国的な状況にある。国の調査では一時保護の同意が得られない理由として「仕事や学校を休みたくない」「外出が自由にできない」などがあげられている。一時保護に当たっては、本人の意向を丁寧に把握するとともに、民間シェルターなどの一時保護委託の積極的な活用が求められる。

アフターケアの実施に向けた体制の構築

旧婦人相談センターは、DV被害者の保護が中心となっていることから秘匿性の確保が必要があり、退所者へのアフターケアは市町村と連携し実施しているが十分な状況にない。支援の中核機関である女性相談支援センター及び女性自立支援施設が、退所後の適切なアフターケアを担う体制を構築することが求められる。

民間団体への運営支援

避難先としての民間シェルターはきめ細かな支援を実施しており、女性の自立にとっては欠かせない存在である。法では都道府県や市町村に対する民間団体との協働が規定されている。他方、国の調査では民間シェルターを運営する民間団体は財政的基盤の脆弱性や人材支援の不足などの課題がある。本県でも同様であり、民間団体への運営支援が求められる。

市町村の女性相談支援員設置体制の強化

法では、市町村の女性相談支援員配置の努力義務が規定され、支援対象者にとって最も身近な相談先として市町村の女性相談支援員が大きな役割を果たすことが求められ、専門的知識を有する人材の登用に配慮することとされている。市町村における女性相談支援員の設置促進並びに県はもとより市町村の女性相談支援員の資質向上が求められる。

埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（令和6年度から令和8年度）

第3 計画の体系

目標 困難な問題を抱える女性の 人権が尊重され、女性が安心して、 かつ、自立して暮らせる社会の実現	基本目標	施策の方向性	推進項目
	基本目標Ⅰ 困難な問題を 抱える女性へ の包括的かつ 継続的な支援	1 女性の人権を尊重する 県民意識の醸成	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発 (2) 女性に対する暴力根絶のための意識啓発 (3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 (4) 性暴力被害防止についての教育・啓発
		2 アウトリーチなどによる 早期の把握	(1) 相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実 (2) SNS等を活用した相談の実施 (3) 民間団体や関係機関と連携した早期の把握
		3 支援のきっかけ作りのため の居場所などの提供	(1) 民間団体による居場所の提供の促進 (2) グループ相談会や各種講座などの実施
		4 相談支援の充実	(1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実 (2) 県関係機関における相談支援の充実 (3) 市町村における相談支援強化への支援 (4) 民間団体における相談支援強化への支援
		5 一時保護の充実	(1) 多様な支援対象者の一時保護の実施 (2) 一時保護委託の積極的な活用 (3) 児童相談所と連携した同伴児童への支援
		6 医学的・心理学的な援助に よる被害回復支援	(1) 医療機関などの専門機関との連携支援 (2) 被害回復を図るための心理的ケアの実施 (3) 民間団体と協働した心のケアの実施
		7 日常生活の回復の支援	(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援 (2) 民間団体による継続的自立支援

目標 困難な問題を抱える女性の 人権が尊重され、女性が安心して、 かつ、自立して暮らせる社会の実現	基本目標	施策の方向性	推進項目
	基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への 包括的かつ継続的な支援	8 同伴児童などへの支援	(1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施 (2) 児童相談所と連携した同伴児童への支援【再掲】 (3) 保育・就学・学習支援 (4) 市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援
		9 支援対象者に寄り添った 自立支援	(1) 支援対象者の状況や希望に沿った自立支援方針及び自立支援 計画の策定 (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援【再掲】 (3) 医療機関などの専門機関との連携支援【再掲】 (4) 被害回復を図るための心理的ケアの実施【再掲】 (5) 民間団体による継続的自立支援【再掲】 (6) 住宅の確保に関する支援 (7) 就業に関する支援 (8) 経済的な支援
		10 地域での生活再建を支える アフターケアの推進	(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援 (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や 関係機関との連携による退所後支援 (3) 民間団体による継続的自立支援【再掲】
	基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への 支援体制の充実	1 支援の中核機関の機能強化	(1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実 (2) 女性自立支援施設の支援機能の強化・充実 (3) 女性相談支援員の配置促進及び資質向上 (4) 女性相談支援員の連携強化
		2 民間団体との連携・協働の 推進	(1) 民間団体との連携強化 (2) 専門的知見の活用・事業の協働実施 (3) 民間団体の育成・支援
		3 関係機関との連携体制の 充実	(1) 県内の関係機関との連携強化 (2) 支援調整会議の設置促進 (3) 連携強化に向けた研修などの機会の提供

本県における困難な問題を抱える女性への支援体制の強化について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、令和6年4月より埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターへ統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します。

(令和5年度まで)

埼玉県男女共同参画推進センター

- ・男女共同参画の推進に関する施策の実施
- ・県民及び市町村による男女共同参画の取組支援
- ・相談支援

(根拠)

男女共同参画の総合的な拠点施設
(埼玉県男女共同参画推進条例第11条)
配偶者暴力相談支援センター(DV防止法第3条)

埼玉県婦人相談センター

- ・相談支援
- ・緊急の保護及び一時保護のための施設
- ・収容・保護するための施設

婦人相談所・婦人保護施設(売春防止法第34条・第36条)
配偶者暴力相談支援センター(DV防止法第3条)



(令和6年度から)

埼玉県男女共同参画推進センター

本所

- ・男女共同参画の推進に関する施策の実施
- ・県民及び市町村による男女共同参画の取組支援

- ・相談支援
- ・関係機関との連絡調整等

(根拠)

男女共同参画の総合的な拠点施設(埼玉県男女共同参画推進条例第11条)

女性相談支援センター・女性自立支援施設(困難女性支援法第9条・第12条)
配偶者暴力相談支援センター(DV防止法第3条)

支所

- ・緊急時の安全確保及び一時保護のための施設
- ・自立支援のための施設

イ 市町村の役割

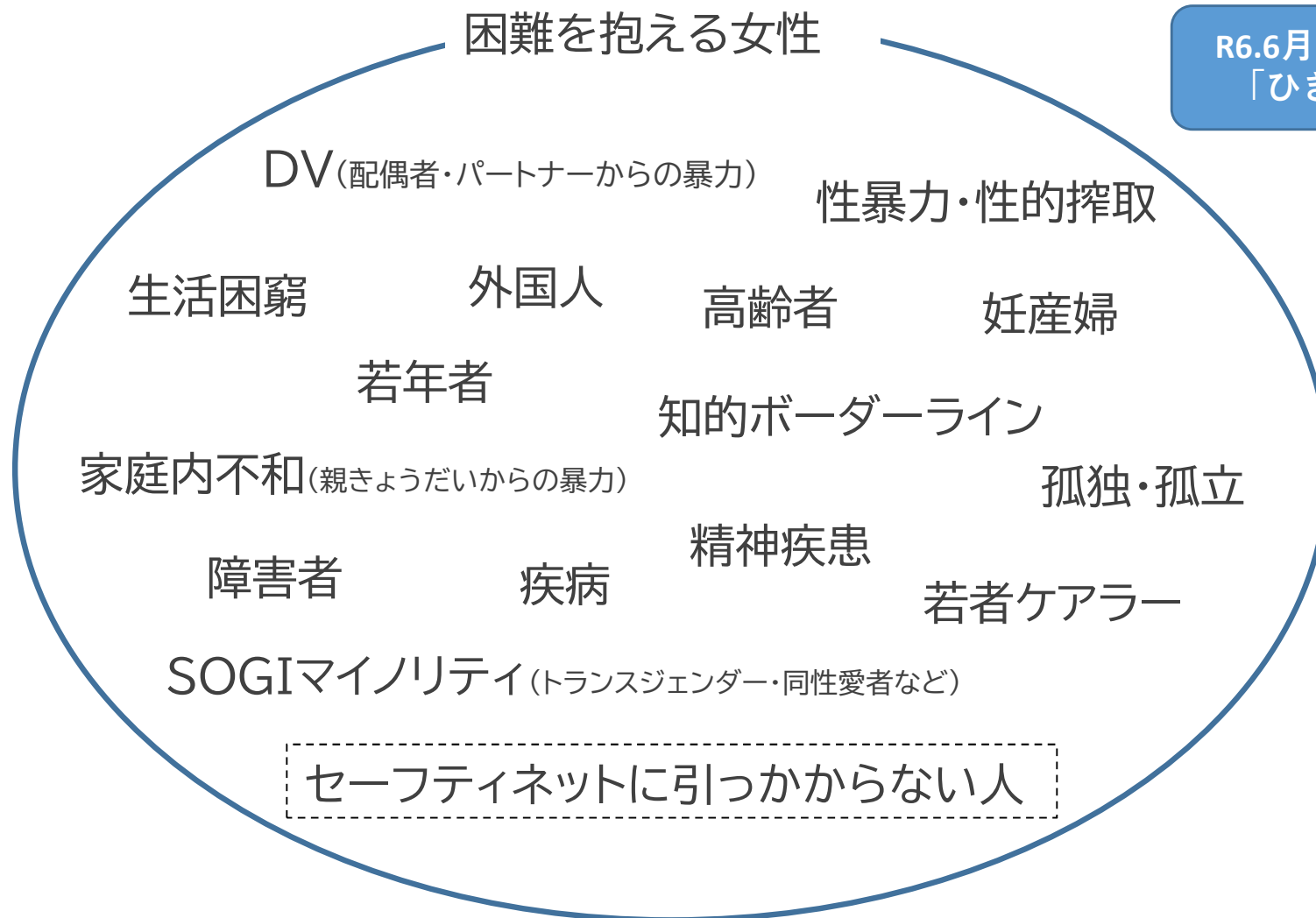
- ・ 支援対象者にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・ 困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- ・ 必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮を行います。
- ・ 基本計画の策定や女性相談支援員の配置に努めます。
- ・ 当該市町村内における困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。

（支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関）

県男女共同参画推進センター（女性相談支援センター・女性自立支援施設）、女性相談支援員、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育所、都道府県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力相談支援センター³、都道府県及び市町村の女性支援担当部局、障害保健福祉部局及び男女共同参画主管部局等、障害に係る相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、福祉事務所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター、社会福祉協議会、民間団体、民生委員・児童委員、人権擁護委員、その他社会福祉サービス関係者等

「困難な問題を抱える女性」に該当するのは？

- ➡ 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)



女性・DV相談支援センターにおける相談事業「女性のなやみ相談」

専門相談員を有するDV以外の女性からの一般的な悩みの相談にも対応している。

- ・月～土 10：00～12：00／13：00～16：00（面接相談・電話相談）
- ・水・金 17：00～20：00（電話相談）

* 面接相談は要予約

* 土曜日の相談は原則として「女性のなやみ相談」のみ

女性のための法律相談

DV、家族問題やセクハラ、相続など、女性からの法律に関する相談に女性の弁護士が対応する。実施前にセンター相談員とのインテーク面接が必要。

- ・毎月第4土曜日 14：00～16：00（予約制・1枠30分）

女性自立支援事業「はればれ越谷」

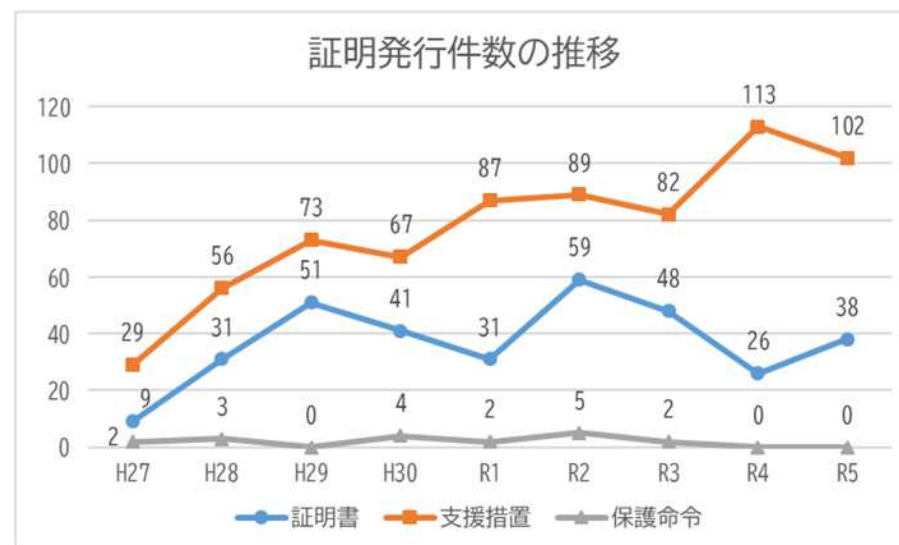
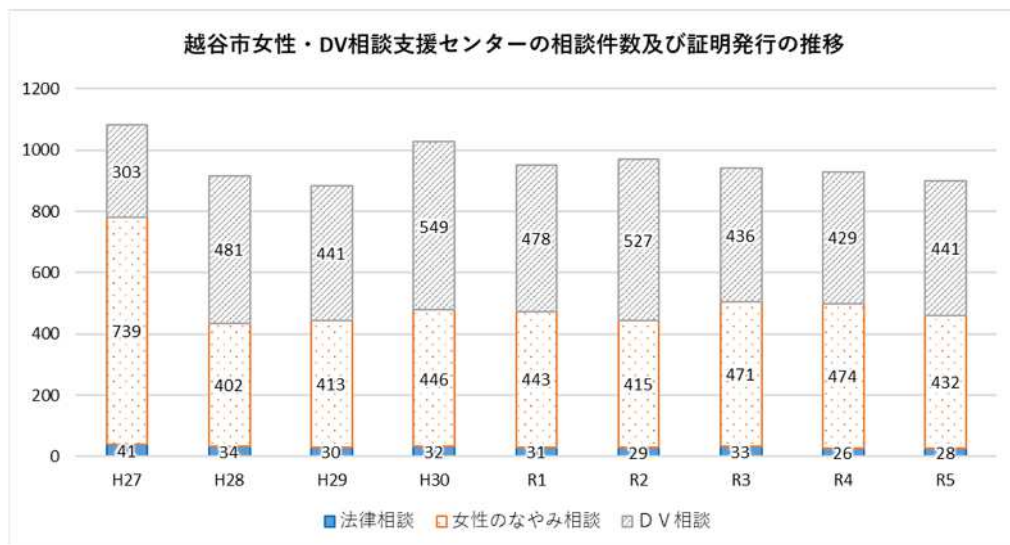
女性の自立支援に関する事業を実施する市民団体等に助成金を交付し、市が所有する自立支援施設「はればれ越谷」において講座等の開催、相談カウンセリング（宿泊含む）を実施している。

「ほっと越谷」困難を抱える女性を支援するための事業

第4次越谷市男女共同参画計画前期実施計画の採択事業。さまざまな困難を抱えた女性が長期的展望をもって生活できるように支援する講座等を実施する。

女性・DV相談支援センター

- ◆ 女性・DV相談センター（DV防止法に規定される配暴センター）は、女性相談員の配置ではなく委託により運営。委託先の専門性の高い相談員が相談対応を行っている
 - ・ DV被害 ⇒ 配暴センター（女性・DV相談）※性別不問
 - ・ 女性からの相談 ⇒ 女性・DV相談支援センター「女性のなやみ相談」として対応



- ▶ 相談件数は高止まりの状況。証明書等の発行件数も増加の一方
- ▶ 長期にわたって相談が継続しているケースも多数

- ◆ 現状では男性の相談はDVに限るが、①生活保護等他のサービスを利用しておらず受け皿となる部署がどこにもなく、②支援措置申出のための意見書を要するケースについては女性・DV相談支援センターで対応
 - ⇒ R6年10月から、男性相談（月1回、電話のみ）開設予定（相談員は公認心理士、臨床心理師等の資格のある男性を予定）
 - ※**DV以外の相談**が入った場合にどこにつないだらよいのかの調整が必要

女性自立支援施設「はればれ越谷」

- ◆ 平成17年度より実施する市独自の事業（困難女性支援法に規定する「女性自立支援施設」とは別）。
⇒市が所有する「普通財産」である元住宅を事務所として改装。市民団体等に助成金を交付し運営している。

助成団体が実施すべき事業

助成団体は次のすべての事業を実施するものとします。

1 講座等開催事業

施設を活用した地域交流の場の提供や女性の自立支援に関する各種講座等を開催する事業

<例>

- ・地域住民向けに男女共同参画に関する情報や行政情報の提供
- ・スキルアップに関する講座の開催
- ・女性の自立を支援するボランティアを養成する講座の開催

2 自立サポート事業

女性の自立に関する相談、カウンセリング(宿泊を伴うものを含む)を行い、必要な支援等に連携する事業

<宿泊カウンセリング例>

- ・精神的に不安定となっている場合で、宿泊カウンセリングを受けることで、ゆっくりと今後の方向性考える必要性がある場合など

3 企画提案事業

市民団体等が企画・提案をし、女性の自立支援に寄与すると認められる事業(講座等開催事業を除く)

R6募集要項より

- ▶ 建物の老朽化により大掛かりな修繕が必要な状況（築26年の木造住宅）
- ▶ 「委託的」事業ではあるが、助成金の扱いとしているため単年事業となる。
- ▶ 市内の施設であるため、安全確保が難しい場合がある（もともと施設近隣に居住しているなど）